

7月27日

大都市税財政制度調査特別委員会

午後2時00分開会

○橋本委員長 それでは、ただいまから大都市税財政制度調査特別委員会を開会いたします。

本日の日程はお手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、委員会における調査研究といたしまして、日程第1の「指定都市『平成30年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）』について」を議題といたします。

本日は理事者に御出席をいただいておりますので、それぞれ御説明をよろしくお願い申し上げます。

なお、前回の委員会におきまして御確認をいただきました個別行政分野の義務教育施設等の整備推進にかかわる関係理事者として、教育委員会事務局から鈴木教育環境整備推進室担当課長に御出席をいただいておりますので、御紹介をさせていただきます。

それでは、理事者の方、よろしくお願い申し上げます。

○加藤総務企画局長 それでは、指定都市の平成30年度国の施策及び予算に関する提案につきまして御説明をさせていただきます。

この提案は、指定都市市長会及び指定都市議長会が共同で毎年この時期に行っているものでございます。このたび、平成30年度に向けての提案が取りまとまりましたので、本日、概要及び要請活動等につきまして御説明をさせていただくものでございます。

内容につきましては、総務企画局広域行政・地方分権担当課長の長沼から趣旨等について御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○長沼広域行政・地方分権担当課長 それでは、お手元の資料の表紙をおめくりいただきまして、資料1、指定都市「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」についてをござんください。

まず、1の趣旨及び概要でございますが、指定都市においては、近年の社会経済情勢の変化に伴い、さまざまな財政需要が増加する中で、財政運営は極めて厳しい状況に置かれております。指定都市は、このような状況の中でも、圏域における中核都市として先駆的かつ先導的な役割を果たし、さまざまな緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

こうした中、国の施策及び予算に関する提案は、国の概算要求の前に、来年度の国の施策や予算に関する指定都市に共通する重要項目について国に提案するものでございます。提案項目につきましては、去る4月27日の本特別委員会で御説明いたしましたとおり、

税財政・大都市制度関係から5項目、個別行政分野関係から10項目が選定されております。

次に、2、平成30年度指定都市提案（平成29年度作成分）についてでございます。

(1) 取りまとめの経過でございますが、平成29年6月に窓口・財政担当局長会議において提案の内容が決定し、その後、各指定都市において市長及び議長の御了承をいただきまして、提案が確定したものとなっております。

次のページに参りまして、(2)の提案項目につきましては、後ほど資料2を用いて内容を御説明させていただきます。

次に、3、今年度の要請活動についてでございますが、今後、各指定都市が分担して、関係府省、政党及び地元選出の国会議員の方々に対する要請活動を行ってまいります。なお、本市は、今年度につきましては要請活動は担当をしておりません。

それでは、提案の内容につきまして御説明をさせていただきます。お手元の冊子、資料2の5ページをお開きください。提案事項の詳細説明となっておりますので、こちらで御説明させていただきます。

税財政・大都市制度関係の提案の1、真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正でございますが、国と地方の税の配分をまずは5対5とすること。さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた税の配分となるよう地方税の配分割合を高めていくこと。また、地方間の財政力格差の是正については、地方税財源拡充の中で、地方交付税なども含め一体的に行うことなどを提案するものでございます。

次に、右側のページ、2の大都市税源の拡充強化でございますが、大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うことを提案するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、3の国庫補助負担金の改革でございますが、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担し、地方が担うべき分野は国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲することなどを提案するものでございます。

次に、右側のページ、4の地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止でございますが、地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで必要額を確保すること。また、地方の歳出削減努力によってもなお

生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げによって対応すべきで、臨時財政対策債は速やかに廃止することなどを提案するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、5の多様な大都市制度の早期実現では、基礎自治体優先の原則のもと、住民がよりよい行政サービスを受けられるよう、従来から提案している特別自治市制度の法制化など、多様な大都市制度の早期実現を図ることを提案するものでございます。

次に、右側のページでございますが、こちらからは、個別の行政分野に係る提案でございます。6の児童福祉施策の拡充でございますが、待機児童対策を初め、子ども・子育て支援新制度の充実、子育て家庭の経済的負担の軽減、児童虐待防止対策や社会的擁護の充実、子どもの貧困対策の推進のため、財政措置の拡充など必要な措置を講ずることを提案するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、7の医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立でございますが、国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現すること。また、一本化が実現するまでの間は、国保制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに、地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を廃止することなどを提案するものでございます。

次に、右側のページ、8のインフラ施設の長寿命化対策でございますが、国民の生命と暮らしを守るためには、インフラ施設の計画的な維持管理、更新等が不可欠であることから、戦略的な維持管理、更新等への重点的な財政支援を行うとともに、新技術などによるコスト低減手法の開発、支援、情報提供に努めることを提案するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、9の教職員定数の充実改善でございますが、こちらは新規の項目となります。少人数指導などのきめ細やかな教育活動の実現に向けた義務標準法の改正による定数改善を実施すること、また、次期学習指導要領への対応を初めとする新たな教育課題や、地域の実情に応じた教職員配置を可能とする定数措置を図ることを提案するものでございます。

次に、右側のページ、10の介護保険制度の円滑な実施でございますが、介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方の意見を反映し、制度改正や介護報酬の改定などを行うこと。特に介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、全ての市町村が円滑に運営できるよう必要な支援を行うとともに、地域支援事業について、地域の実情に

応じた多様なサービスが提供できるよう必要な財政措置を講ずることなどについて提案するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、11の生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置でございますが、生活保護制度のさらなる適正化を推進するため、生活保護費の全額国庫負担などの必要な措置を、地方の意見を十分踏まえ、国の責任において講ずること。また、生活困窮者自立支援制度においても、地方の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう制度改革を行うとともに、十分な財政措置を講ずることを提案するものでございます。

次に、右側のページ、12の訪日旅行の需要拡大及びMICE受入れのための環境整備でございますが、訪日旅行やMICE誘致による経済効果の拡大を図るため、訪日外国人の受け入れ環境の整備及びインバウンドを促進する取り組みはもとより、国際会議場や展示場の整備促進など、地域の特性に即したMICE誘致が円滑に推進できるよう、引き続き十分な予算の確保と支援の拡充を図ることを提案するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、13の難病法の大都市特例施行に伴う適切かつ確実な財政措置でございますが、こちらは新規の項目となります。難病法における大都市特例の施行に当たっては、指定都市が支弁することとなる特定医療費の支給に要する費用について、特定医療費に加え、事務費についても国庫負担の対象とすること。また、療養生活環境整備事業の実施に係る費用などについては、実態と乖離がないよう積算し、必要な措置を講ずること。さらに、指定都市に新たに生ずる負担について、道府県から税財源を移譲するなど、国の責任において適切かつ確実な財政措置を講ずることを提案するものでございます。

次に、右側のページ、正規雇用及び長期的な雇用拡大につなげる雇用施策の推進でございますが、国と地方が一体となった働き方改革の推進を図るため、正規雇用及び長期的な雇用を実現するための制度を確立するとともに、地方において実施する雇用施策について、財政措置も含めて積極的に支援すること。また、支援に当たっては、指定都市の意見を十分に反映し、地方の準備期間を確保した上で、安定的かつ弾力的に運用できる内容とするを提案するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、15の義務教育施設等の整備推進でございますが、こちらは新規の項目となります。防災機能の強化や老朽化対策など、学校施設の計画的な整備推進のために必要な財政措置を講ずるとともに、制度の充実を図ることを提案するもので

ございます。

指定都市の平成30年度国の施策及び予算に関する提案内容についての御説明は以上で
ございます。

○橋本委員長 ありがとうございます。説明は以上のとおりです。

ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いいたします。

○河野委員 それでは、今御説明いただきました、特に15の義務教育施設等の、今回新規とおっしゃっていた整備推進の中で、本市における、特に学校施設の、ここにも上がって
おりますが、学校のトイレの改修、あとは、ここに最初にあります防災機能の強化という
ところでは、耐震化にかかわる今の整備の状況を教えていただけますか。

○鈴木教育環境整備推進室担当課長 まず、トイレの改修についての御質問でございます
けれども、教育委員会では今、トイレ快適化事業というのを行ってございまして、その中
で、学校のトイレはウエットで、においがきつい、臭い、そういったところがありますの
で、それをドライ化するのと洋式化する。あとそれから、トイレのパーティションにつき
ましても、男女が一緒になっていて、パーティションの上や下があいているような状況も
ありますので、それを塞ぐことでトイレの快適化事業というのを行ってございます。現在
は、各学校において1系統——1系統というのは、校舎の中には、大体3階、4階建てに
なるんですが、トイレの位置は1階から3階、4階まで同じ位置にございますので、その
縦の列を1系統と見て、この1系統について、まずはトイレの快適化をしていこうと考
えております。

それとあわせて、それだけではなく、教育委員会では現在、学校施設長期保全計画
というものを行ってございます。これは、今までに学校施設は、築45年ぐらいたちますと
改築ということで校舎をリニューアルしていたところなんですけれども、財政支出の縮
減、それから平準化等もございまして、現在では改築の手法にかえて、既存の校舎を利用し
た再生整備事業というものを行ってございます。この中でも、老朽化した建物でございま
すので、トイレについてもあわせて整備をしていく形で考えているところでございます。

あわせて、先ほどお話がありました耐震化についてでございますけれども、構造体、い
わゆる校舎とか体育館、これ自体についての耐震化は平成24年度をもって完了して
おります。現在においては、非構造部材と言われているもの、外壁ですとかサッシ、それ
から天井、こういったものの落下防止、先ほど申し上げましたサッシについては飛散防
止のフィルムを張るなど、こういった事業を展開しているところでございます。

○河野委員 その様子は今御説明いただいたんですけれども、小中学校、それぞれ進捗のパーセントというのは、何校が完了して、さっき、耐震化については100%なんですけれども、非構造部材については100%完了する目標地点だったり、あと、トイレについても、快適化についてはまず1系統、それが完了しているところほどの辺までできているのか。また、さっきおっしゃった学校施設の長期保全計画は、老朽化が進んでいるところをということなんです、それはどれぐらいの目標を持って進められているのかなと思うんですけれども、わかる範囲で。

○鈴木教育環境整備推進室担当課長 まず、非構造部材の耐震化につきましては、校舎のスチールサッシのアルミ化については全校終えております。それから、体育館の窓のフィルムの張りつけにつきましても全校の整備が完了しておるところでございます。それから、校舎の窓の耐震化、フィルムの張りつけですけれども、こちらにつきましては、先ほど申し上げました再生整備とあわせて、平成32年度までに校舎の窓ガラスが耐震化されるよう、今のところ36校残っておりますので、今後対応していきたいと考えております。

それから、体育館の天井の落下防止対策につきましては、平成28年度に、水平の高さが6メートル以上で200平方メートル以上を特定天井というんですが、この天井についての落下防止の対策についても完了しているところでございます。準特定天井と申しまして、今申し上げました6メートルに満たない高さ、あるいは面積が200平米に満たないものについては、平成30年度までの完了を予定しておるところでございます。それから、照明とかバスケットゴールの耐震化につきましては、27年度までに体育館全校を終了しているところでございます。

それから、トイレの便器の洋式化率ですけれども、川崎市では55.1%のトイレが洋式化されております。指定都市では平均では43.7%、全国規模で申し上げますと43.3%のトイレが洋式化されているという状況でございます。トイレの洋式化につきましては、トイレの快適化事業の中で行っているんですけれども、先ほどの1系統については平成31年度までに完了させる予定でございます。それ以降につきましても、引き続き、快適化事業と先ほど申し上げた再生整備事業の両輪で進めていきたいと思っております。

○河野委員 ありがとうございます。

先ほど、国への要望の中でも、いろんな要望を出されていて3つ目の国庫補助負担金の

改革とかというの、要望は行われているところであるんですが、特に強く求められるこういった学校施設等の耐震化であるとか、特にトイレについての経費とか予算の措置状況なんですけれども、気になるところは、急がれますし早くという声はたくさんいただいて、これを進める中で、そこに必要な経費、国庫補助金はその分、トイレを設置するのに当たってどれぐらいの割合で出て、市からは単独でどれぐらい予算枠をとりながら、特に快適化であったり、長期保全計画なのか、その辺の予算措置の状況、比率等について教えていただきたいんですが。

○鈴木教育環境整備推進室担当課長 先ほど申し上げました快適化事業のトイレですけれども、今年度、事業費としましては3億6,000万円ぐらいを考えております。このうち、国庫補助としては1億円程度を予定しているところでございます。残りにつきましては、市債を1億8,000万円、本市の単独の費用としましては8,000万円を予定しているところでございます。

○河野委員 今回、義務教育施設等の整備の推進に当たって要望を上げられるのは初めてだということではあるんですけれども、この国庫補助金の措置の状況というのは、要は全部で3億6,000万円かかる中の国庫は1億円というその割合というのは、毎年変動があり、求められるので、国からの部分がふえてきているのか、その辺は毎年変わってくるのか、何か変動的なものがありますか。要望によってふえていくのが望ましいんですけれども。

○鈴木教育環境整備推進室担当課長 毎年、トイレについては50カ所——50カ所というのは、男女があればそれで2カ所、多目的トイレがあればそれが1カ所という形なんですけれども、50カ所の整備を考えているところでございます。補助率というのがございまして、それには基準単価があるんですが、基準単価としては、平米当たりになるんですが、29万4,300円。この3分の1が補助割合という形になっているところでございます。

変動があるのかというお話がございましたけれども、今のところ50カ所について計画的に行おうと考えているところでございますので、そんなに大きな変動はないかなと思っていますところでございます。

○唐仁原財政局長 19ページにございますように、川崎市の教育としては、50カ所を整備したいということずっと予算をつけながらやっているんですけれども、この赤枠のグラフのところなんですけれども、要は国ベースの全体のパイが小さくなってきているのは確

かなんです。ですので、例えば市が要請、要望といいますか、申請をしても、補助が落ちる。これはどの国庫の補助金でも同じなんですけれども、例えば道路整備にしても、10億円ぐらいの予算を組みながら、それを国に申請するんですけども、実際は補助は10億円分ではなくて、対象経費として5億円分しか来ない。そうすると、どうしてもその分足りない、予定していたものは市としてはできないということが、このグラフを見ていただくと、政令市側としては進めたいんですけども、それも国から来ないので、そこに対して全額市費で対応するのは苦しいので、国に一定の財源措置をしてもらえれば政令市のほうもそれに追いついていけるというか、そういったことでここでは要求しているということです。

○河野委員 ありがとうございます。川崎市は人口がふえて、さらに子どもの数もふえ、また、他都市では学校が減っている、空き教室がふえている反面、川崎は学校をふやしていかないといけないという状況の中で、ここまで減ってきているというのは、本当に心して連携をとりながら国へ要望をしていかないといけない課題というのがよくわかりました。

あわせて、補助率が本当に低過ぎるなどというのは感じるころなんですけれども、防災機能のところでは、特に児童生徒だけではなくて、多くの市民、住民の方も使われる学校体育館におけるトイレを多目的化トイレにしてほしいという要望もさらに強くいただいているところではあるんです。避難所としての機能も兼ね備えている体育館ですし、広く多くの方が利用される整備なので、本当であればここも早急にしていきたいし、ここについては、本来であれば特化して国が何らかの、例えば補助率を上げて、通常の50カ所については29万円、要請の3分の1とかというのではなくてと思うところなんですけれども、学校体育館における多目的トイレの整備計画なり整備の状況とかというのも教えてほしいんですけれども。

○鈴木教育環境整備推進室担当課長 体育館の多目的トイレの設置校なんですけど、避難所と指定されております172校中、現在102校、59.3%には設置は今されているところでございます。今後なんですけれども、先ほど申しあげました再生整備事業を体育館にも行っている関係がございまして、設置していけるような状況であるのであれば、この中で多目的トイレについても設置していきたいと考えているところでございます。

○河野委員 この多目的トイレに特化するのかどうかあれなんですけど、先ほどの50カ所は国から3分の1入っているということだったんですけど、体育館の多目的トイレというの

も合わせてこの50カ所に含まれて、同じように1カ所3分の1という感じなのか、教えてください。

○鈴木教育環境整備推進室担当課長 委員おっしゃるとおり、体育館についても50カ所の中で整備していきたいと思っているところでございます。

○河野委員 ということは、国からの補助率というのは、ほかの児童生徒だけが使うトイレと同じように、体育館についても同じトイレ整備の3分の1補助だけ、ここが若干ふえて国の補助金が出るとかということではないということですか。

○鈴木教育環境整備推進室担当課長 ふえるというわけではなくて、校舎と同じような形での補助率でございます。

○河野委員 ありがとうございます。わかりました。

○堀添委員 1点だけ教えてほしいんですけども、ページでいうと5ページです。税財政・大都市制度関係ということで、国・地方間の税源配分の是正ということで、これもかつてかなり以前から、今回、法人税の関係が新たに入って、基本的には6対4を5対5ということで、必要なことだと思うんです。お伺いしたいのは、この国6、地方4ということなんですけれども、これは都道府県ですか市町村を全て含めた額で6対4ということによろしいのでしょうか。

○後藤資金課担当課長 こちらで記載している4対6というのは、地方税に関しては、都道府県、市町村を合わせた地方税、税の合計ということになってございます。

○堀添委員 ありがとうございます。当然その都道府県レベルを市町村レベル、特に市町村の中でも指定都市とそれ以外で違ってくると思うんですけども、指定都市に関してもこうした6対4という状況があるのかどうか教えていただけますでしょうか。

○後藤資金課担当課長 こちらはあくまでも合計で見た場合6対4ということをお示ししている表でございまして、各市町村でそれぞれ具体的に6対4であるとか、そういった数字については特段集計等はとってございませんので、こちらではお示しすることはできないものでございます。

○堀添委員 例えば本市ですと、一般会計で見ると、自主財源なんかは5割を超えているような記憶があるんですけども、そうしますと、仮に指定都市においては一定程度自主財源の割合が多いということになると、そもそもこの前提と若干食い違っているんじゃないかという気もするんですけども、そのあたりはどう整理されているのでしょうか。

○後藤資金課担当課長 この要望につきましては、あくまでも指定都市全体の要望という

形になってございますので、市単独の状況はそれぞれ各市いろいろ違うところはございますけれども、全体としてはまず6対4を5対5にすることを要望して、税源移譲していくということを要望するものでございます。

○堀添委員 この中で、大都市制度、多様なということで項目も入っていますけれども、指定都市の中ではどういう状況なのかということにある程度触れていかないと、あえてこれは指定都市で出すわけですから、指定都市では例えば6対4ではなくて5. 5対4. 5かわかりませんが、それが本来ないとなかなか、指定都市はもうやっていた的な話になってしまうような気もするんです。その辺、指定都市でどうかということも、まだ集計とかは特にされていないということですね。

○後藤資金課担当課長 指定都市単独でということでは、少なくともこの白本の中では集計等は特にとってございませんので、今の段階でお示しすることは難しいところでございます。

○堀添委員 わかりました。来年度以降の要望の中では、指定都市としてやるわけですから、その辺の状況を踏まえたものにしていただいたほうが、制度改革も含めて、あるいは大都市特有の財源の強化、税源の強化も含めてということであれば、やはりその辺が重要だと思いますので、ぜひ御考慮をいただければと思います。

○片柳委員 17ページ、13の難病法の関係、新規項目ということなんですけれども、費用負担がかなり増大するということなんですけれども、まず、この事務費の中で、現行で既に道府県負担と指定都市負担ということで本市も負担していると思うんですけれども、この中で人件費や電算システムの運営経費などだとしていますけれども、現行での事務費の負担は幾らぐらいなのか。今後、この道府県負担分が指定都市にかかってくるということで、これでどれぐらいが見込まれるのか、まず伺います。

○後藤資金課担当課長 まず初めに、来年度以降の事業費のほうから御回答させていただければと思いますけれども、難病の特定医療費というものにつきましては、おおむね事業費としては14億円程度を見込んでおるところでございます。その半分は国庫負担金が参りますので、市の一般財源の持ち出しとしては7億3,000万円程度というところがございます。今年度の事務費といたしましては、移行に伴う準備経費といたしまして、およそ8,600万円程度の予算計上を予定しておるところでございます。こちらについては一般財源の負担となっているところがございます。

○片柳委員 今のは事務費の部分ということでいいんですね。

○後藤資金課担当課長 8,600万円の部分につきましては、事務費の部分ということでございます。

○片柳委員 前に言われた14億円というのが、17ページの表でいう特定医療費という部分でいいんでしょうか。

○後藤資金課担当課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○片柳委員 わかりました。それだけ大きな負担になるということで、私も勉強不足で申しわけないんですけども、今回どういう背景でこの難病法の負担割合が指定都市にかかるといふふうになったのでしょうか。その背景を教えてください。

○長沼広域行政・地方分権担当課長 難病法における大都市特例ということで、指定都市におきましては大都市特例ということで、さまざまな事象において、先ほどの前段の部分でございましたけれども、今回こういった行政費用については支弁することとなるということで、難病法のほうで規定がされたということでございます。そのことによるものでございます。

○片柳委員 ありがとうございます。

○田村委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、まず、9ページなんですけれども、大都市制度の早期実現に向けてというところで、中段、「各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組が行われている」ということで、これは確認ですけども、本市も特別自治市制度の実現に向けて取り組んでいるということですか。

○長沼広域行政・地方分権担当課長 本市におきましても、こちらの白本にありますように、多様な制度の中の一つとして川崎市特別自治市制度ということを目指しておるところでございます。

○田村委員 横浜市では、こういった特別委員会の中で、これに特化した内容でかなり実現に向けて議論されているんですけども、本市においてはどのような形でどんな議論がされているのかちょっと伺いたと思います。

○長沼広域行政・地方分権担当課長 昨年、地方分権全体に係る基本方針、推進方針ということで、全庁的な取り組みを規定いたしまして、今年度からその推進方針に沿った取り組みを行っております。その中で一つの柱として、特別自治市制度についてということなんですけれども、これにつきましては、当然市民の御理解をいただいたり、そのほか、もちろん大きな周知活動を行っていくところなんですけども、また、他都市との、今委員おし

やられましたような横浜市等との連携協力等、指定都市全体としての協力活動もございません。ただ、これは全体の制度ともかかわるところもありまして、なかなかすぐにといいことではないので、こういった活動を市民の方にも御理解いただきながら、着実に進めていきたいと思っております。

○田村委員 ありがとうございます。まずはこの地方自治制度の中に位置づけていくというのが大事だと思います。

それから、先ほど河野委員からもありましたけれども、個別の項目で選ばせていただきましたこの15についてよろしいでしょうか。基本的なことで申しわけないですが、文科省の義務教育施設整備基本計画というのが5年ごとに見直しされているということですが、どんな内容であったか、お願いします。

○鈴木教育環境整備推進室担当課長 申しわけございません。委員、もう一度ちょっと…

○田村委員 文科省の義務教育施設整備基本計画に基づいてというか、これも5年ごとにいろいろと見直しがされているということで、前回の見直しが28年度に行われたようなんですけれども、この見直しの内容と、その内容を踏まえて本市ではどのような施策に取り組んでいるのかということをお聞きしたいなと思いました。

○鈴木教育環境整備推進室担当課長 大変申しわけないんですが、今、手元に資料がございませんのでお答えすることができませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思えます。

○田村委員 お願いいたします。

特にこの緊急性が高い事業とか老朽化が進んだ事業を優先的に進めているということで、この件が、先ほどおっしゃっていた長期保全計画であったり再生整備事業を本市でやられているのかなと思っているんですけれども、15の一番最後の、どちらかという緊急性が高いものの一つと思いますけれども、「老朽化対策を進めるために、屋上防水改修等の単体工事を補助対象とするなど、補助要件の緩和等」とございますけれども、これの具体的な緩和に向けての内容を教えてくださいなと思います。

○鈴木教育環境整備推進室担当課長 老朽化対策の補助金の交付を受けるためには、建物の内部とか外部、両方の全面的工事をしなくてはならないんです。そのために、屋上防水のみとか、あとは配管とか内装のみといった単体の工事では補助対象にはならないということがございます。あわせて、学校給食施設単体で老朽化を更新していこう——中身のも

のですけれども——とするときにも対象にはならないという状況がありますので、こういったところが緩和されるのであれば、私どもは申請をして補助金をいただくような形ができるのかなと思っていますところでございます。

○田村委員 ありがとうございます。そのほかにもどういったところがあるか、学校給食棟の関係もそうということですね。わかりました。

それから、義務教育施設における直結給水化を進めていると思うんですけれども、その進捗状況等を教えていただければと思います。また、これに入っている国庫補助の関係もお願いしたいと思います。

○鈴木教育環境整備推進室担当課長 直結給水化につきましては、現在、13校に設置済みでございます。今後なんですけれども、毎年1校から3校程度できればと思っていますところでございますけれども、これは補助対象事業ではないので国に対しての申請等は行っておりませんが、こちらは上下水道局から1個当たり450万円上限で補助がいただけることになっておりますので、こちらを活用しながら上下水道局とも連携して対応していきたいなと思っていますところでございます。

○田村委員 ありがとうございます。これと同じような形で、ちょっと細かい部分でいろいろと、子どもの防犯対策の安全性の確保を図る整備とか、児童生徒の安全性に係る改造事業とか、あと、アスベストの除去工事の事業とか、公害防止工事教育環境改善事業、あとは水泳プールとか武道場とかの改修事業というのは、国への申請はされていないんですか。これも含まれているんですか。

○鈴木教育環境整備推進室担当課長 施設的に改修するというのであれば、それで改修のメニューに入りますが、そういった個々の事業について申請ができるような形にはないかと思っています。

○田村委員 そうしたら、今回は15の中の整備推進の項目には今お伝えした内容は入っていないという解釈でよろしいんですか。

○鈴木教育環境整備推進室担当課長 施設面においては補助メニューはございますけれども、それ以外のソフトの関係でのものについては入っていないということでございます。

○田村委員 わかりました。ありがとうございます。

○橋本委員長 ほかにないようでしたら、以上で「指定都市『平成30年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）』について」の調査研究を終わります。

ここで理事者の方は退室をお願いいたします。

(理事者退室)

○橋本委員長 次に、今後の委員会の日程でございますけれども、改めて御相談をさせていただきたいと思いますので、詳細についてはまた事務局から連絡をさせていただきますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

○橋本委員長 そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(なし)

○橋本委員長 それでは、以上で本日の大都市税財政制度調査特別委員会を閉会いたします。

午後 2 時 4 7 分閉会